

令和2年度 第4回 総会議事録

十津川村農業委員会

1. 開催日時 令和2年11月10日(火) 9時00分～10時25分
2. 場 所 十津川村役場 第2会議室
3. 出席者 11名
1: 向峯 周和 2: 増谷 周三 4: 杉本 扇一
5: 玉置 久美 6: 温井 正吾 7: 坂口 ひろみ
8: 山本 享子 9: 平瀬 肇万 10: 弓場 耕一郎
11: 岡田 亥早夫 12: 上垣 豊
4. 欠席委員 3: 中 精一
5. 事務局 事務局長: 浦 誠 事務局: 敷地 浩樹、岸上 拓夢
6. 産業課 課長: 馬場 健一
7. 議事録署名委員 10: 弓場 耕一郎 11: 岡田 亥早夫
7. 議 案 議第12号 農地申請審査(第3条申請)
8. 報告事項 認定電気通信事業者の行う農地転用について

議事内容

浦事務局長

皆様おはようございます。ただいまから第4回十津川村農業委員会総会の方を開催させていただきます。それでは平瀬会長よろしく申し上げます。

平瀬会長

おはようございます。私が言うまでもなく、上を見れば紅葉で綺麗だなと思えば、地上はまた酷いことになってきて、1週間くらい前からコロナがまたかなり感染が広がってきております。心配しております。皆さんも気を付けていただきたいと思います。もう1つ、関係あってないようなものですが、トランプとか、選挙も終わっているのにまたえらいことになっていきます。これは楽しみに見ているくらいなんですけど、インフルエンザもまたちょっと流行ということも聞きましたので、私もマスクをするの嫌いなのですが、仕方なしにしていますが、十分気を付けていただきたいと思います。そういうことで、3密といいますが、今日住民ホールが工事中で使えないので、第2会議室でやることになりましたので、よろしく申し上げます。既にいつものように事務局で議案を作っておりますので、これに沿って審議したいと思います。よろしく申し上げます。

馬場課長

皆様おはようございます。今、会長からありましたように、コロナウイルスの方も第3波というようになってきて、北海道をはじめ、首都圏、大都市圏で流行り始めております。温度が下がってきて、どうしても部屋を閉めて喚起をせずに暖房を入れるという悪循環になっているようですので、今日も密にはなっていますが、換気させていただいて短時間で終わらすようにという形でご協力よろしく申し上げます。本日は1件の3条申請の議案と報告事項ですが、皆さんの協力でスムーズに終われたらと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

平瀬会長

ありがとうございました。なお、本日は委員12名中11名の出席でございます。総会は成立しております。欠席は、中委員で連絡を受けております。また、本日の議事録署名委員は、弓場委員と岡田委員にお願いいたします。意義ございませんか。

一 同

異議なし

平瀬会長

それでは議案に入ります。議第12号、農地法第3条申請、受付番号3の2について、事務局より説明をお願いします。

事務局敷地

それでは議第12号農地申請審査について、下記申請については、農地法第3条第1項の規定に基づいて許可するものとするの議案でございます。農地法第3条申請、受付番号3の2です。所在、地番、地目、地積の順で説明させていただきます。[]番[]、畑、1,008㎡、2筆目は、[]番[]、畑、479㎡、3筆目は、[]番[]、畑、145㎡。合計3筆の1,632㎡。原因は売買で、譲渡人は、[]さんと[]さんの共有持ちで、譲受人は、[]さんです。以上です。

平瀬会長

ありがとうございます。それでは、現地調査の状況についてですが、
地区は、私の担当ですので、説明させていただきます。

去る10月30日に譲受人のさんの立ち合いのもと、事務局と現地調査を行いました。

譲渡人は、のさんと、のさんの共有です。譲受人は、のさんで、にお勤めです。

さんは、で住んでおられましたが、のさんの空き家を購入し、引っ越してこられ、その家にある農地も購入したいとのことで、今回の申請になりました。

場所は、さんが住んでいる家の岸と下にある畑3筆です。
番が、家の岸で、山桃、梅、サカキが植えられています。
番と番は、家の前、下の方ですが、番には、野菜、番には、ミカンがあり、野菜も栽培するとのことです。

耕作の常時従事は、さんで、主に自給用の野菜を作っていくとのことです。

周辺の農地とは、道路で区切られており、他の農業者への影響は全くありません。

さんは、今回、新規の就農となることから、営農計画書を作成していただきました。

農地を取得するにあたっての下限面積も、1,000㎡、10アール以上となります。

許可しても問題ないものと思いますので、ご審議の方、よろしく願いいたします。

説明させていただきましたことについて、質問ございませんか。

今、説明させていただいたことで、少し詳しく申し上げますと、にいるさんと、さんはです。下の方の畑は、草1本もない状態になっているので、さんは喜んですぐ植えれるということで、意欲满满でおりますので、荒らすことはないと思います。

向峯委員

さんは、いつから入ったんですか。

平瀬会長

実質来たのは、7月です。もっと早く来たかったけど引っ越しできなかったそうです。元々の家は、山の中で、道路から500mくらい歩かないといけないところです。今、その道は、倒木やらで一輪車が通りかねるようになっているようです。このさんの家には、今年の3月まで他の人が入っていたのですが、さんは、にあるによく行ってたので、最初から私に、あの家はどこのかと聞いてきて、住みたいと言っていました。

杉本委員

今の家は、車からどれくらい離れているんですか。

平瀬会長

庭まで行きます。終点ついて、そのまま軒下まで行きます。

向峯委員 前のところは、凄い杉山の中でした。

平瀬会長 大体内容分かっていただいたと思いますので、事務局より詳細の説明をお願いします。

浦事務局長 それでは、会長の方からほとんど詳細も説明していただきましたが、詳細の方、説明させていただきます。
譲渡人が■■■■さん、■■■■さんで共有持ち分ということなので、亡くなった親から相続されて■■■■2人で持っていた農地でございます。譲受人が■■■■さんで、第3条申請の権利の移転で売買です。
農地の場所は、会長から説明があったとおりでございます。
■■■■さんが今住んでいる■■■■の家の岸と家の前ある農地3筆です。
栽培しているものがございますが、■■■■番■■■■は、山桃、梅、サカキが植えられているので、そのまま管理をするということでございます。
■■■■番■■■■と■■■■番■■■■は、家の前で、■■■■番■■■■には、自分が食べる自給用の野菜、■■■■番■■■■には、今あるミカンと野菜を栽培するとのことです。耕作の常時従事ですが、■■■■さん本人で行うとのことです。
■■■■さんについては、機械は持っておられません。自給用の野菜なのでしっかり手でやっていくとお話されておりました。
申請地の周辺は、田んぼや畑がありますが、車道で区切られております。周辺農地への影響はないと判断されます。
また、農地を取得するにあたっての下限面積も、1, 632㎡、購入していただけることとなりますので、十津川村農業委員会の定める1, 000㎡、10アール以上となります。
これにより、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、農地を取得する要件を満たしていると考えます。

平瀬会長 ありがとうございます。それではただいま説明いただきましたことについて質問ございませんか。

一 同 質問なし

平瀬会長 質問がないようでございますので、受付番号3の2について農地法第3条第2項の各号に該当しないので、原案のとおり決定するとのことよろしいですか。

一 同 異議なし

平瀬会長 ありがとうございます。それでは受付番号3の2について、承認させていただきます。
次に、報告事項に移ります。(1)認定電気通信事業者の行う農地転用について、事務局より説明をお願いします。

事務局敷地 それでは、4の報告事項でございます。認定電気通信事業者の行う農地転用についてということで、次の農地について、認定電気通信事業者より農地転用の届出があり、奈良県知事へ進達したので報告するという議案で

ございます。

今回、改選してから初めての議案となりますので、議案の説明をさせていただきます。認定電気通信事業者や電気事業者、ガス事業者が、農地に携帯基地局やガス施設等を設置する場合、農地転用の農地法4条、5条の許可が不要とされているところなのですが、協議は必要で、届出をしていただくことになっています。

届出があり、奈良県知事へ進達したので報告する、と書いておりますが、今までは、知事との協議が終了したとの通知があり受領する、という議案でした。今までは、申請者が奈良県知事へ直接届け出をされていたんですが、今年度に入りまして、農業委員会へ直接届出をして、農業委員会から奈良県知事へ進達するように変更されました。

それでは、届出の内容の方、説明させていただきます。所在、地目、面積、うち、占用面積、転用期間の順で説明させていただきます。

まず1つ目は、[]番[]、畑、1, 397㎡、うち、占用面積、こちらの方は、[]の基地局の設置部分となります。その部分が12.5㎡、転用期間は永久となります。そして、同じく[]番[]で、うち、占用面積が、231.1㎡、こちらは基地局を建てるための工事車両が入るところの面積となります。転用期間は一時転用。申請者は[]。進達日、農業委員会から知事へ届出を送った日でございますが、それが令和2年10月21日でございます。

2件目が、[]番[]、畑、909㎡、うち占用面積が、11㎡。こちらも基地局の設置となります。こちらに関しても永久で、[]、進達日が10月28日で奈良県知事の方へ送らせていただきました。

平瀬会長

ありがとうございました。今回から少し以前と変わったということですが、認定電気通信事業者の行う農地転用については、農地法第4条や第5条申請の許可は不要なのですが、知事への協議が必要となります。今回、その届出があり、十津川村農業委員会から奈良県宛てに進達するとの報告です。何か質問ございますか。

杉本委員

[]の場所は、具体的にはどこですか。

事務局敷地

車で行った終点のところのポストの横です。

杉本委員

ということは、工事車両も道に置けるということですね。
場所的に、あそこ1人しか住まわれていないし、道もあって、ちょっと高いから都合が良いということですかね。

向峯委員

[]の方はどこになりますか。

浦事務局長

旧学校のところから、[]さんの家の方へ行き、途中で右側が広がったところ。奥に県の工事で、災害の時にボーリングしたところがあります。

向峯委員

これは誰の持ち物ですか。

事務局敷地 ■■■さんという方になっています。上の家の方です。

杉本委員 今、■■■があちこち建ってますよね。例えば、■■■に建つとか■■■に建つとかいって、それがどの範囲が通信エリアとなるかとか分かりますか。

事務局敷地 分からないですね。

向峯委員 ■■■に、■■■■■■もきてますね。

事務局敷地 相談はきております。

平瀬会長 最初は僕も、補助的なものを受けて建てるのかと思っていたら、最近聞いた話、そうでもないらしいです。

■■■を建てたところに行ったことあるんですが、1基建てるのに、電気も全然ないようなところなら、物凄くお金がかかるらしいです。そう見ると、あまり■■■そういうところに建ってないんです。■■■はそういうところにも建ててくれているけれど、この頃は、■■■もとんでもないところに建ててます。

他にございませんか。

一 同 質問なし

平瀬会長 ありがとうございます。それでは、報告事項について、承認をいただきます。

ありがとうございます。議案としましては、本日は以上です。

その他

・農地転用（農地法第4条・5条申請）について、事務局より説明する。

10時25分終了

議事録署名委員

Ⓔ

Ⓔ